

令和 2 年 度

(2020年度)

港区各会計決算等審査意見書

《 概要版 》

港 区 監 査 委 員

3港監第459号
令和3年8月25日

港区長 武井雅昭 様

港区監査委員 徳重寛之

同 高橋元彰

同 池田幸司

令和2年度港区各会計決算等審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、令和2年度港区各会計歳入歳出決算及び令和2年度港区各基金運用状況を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

(別紙)

令和2年度港区各会計決算等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度 港区各会計歳入歳出決算書
- 2 同 港区各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 3 同 港区各会計実質収支に関する調書
- 4 同 港区財産に関する調書
- 5 同 港区基金運用状況調書

第2 審査の期間

令和3年7月2日から令和3年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算等の計数は、会計室所管の関係帳簿、証拠書類等によって審査した。
- 2 財産については、台帳、証券、関係帳簿等によって審査した。
- 3 基金の運用状況については、関係帳簿等によって審査した。
- 4 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、関係部局の文書等により審査するとともに、あわせてその説明及び資料を求めて審査の参考とした。

第4 審査の結果

1 決算計数等の状況

(1) 各会計歳入歳出決算等の計数は正確であり、様式は関係法令の規定に準拠して作成されていることを確認した。

(2) 各会計歳入歳出決算の総計は

歳入決算額	231,477,530,325円
歳出決算額	215,905,089,939円
歳入歳出差引額	15,572,440,386円

であり、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源2,080,772,456円(一般会計)を差し引いた実質収支は、13,491,667,930円である。

会計別歳入歳出決算額の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

会計別	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	184,402,466,381	171,115,241,225	13,287,225,156
国民健康保険事業会計	23,792,003,087	22,682,161,924	1,109,841,163
後期高齢者医療会計	5,697,583,040	5,617,245,238	80,337,802
介護保険会計	17,585,477,817	16,490,441,552	1,095,036,265
総計	231,477,530,325	215,905,089,939	15,572,440,386

- (3) 財産については、台帳、証券、関係帳簿等と照合し審査したところ、調書と一致しているものと認めた。
- (4) 基金については、関係帳簿等と照合し審査したところ、適正に運用されているものと認めた。
- (5) 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、例月出納検査、定期監査、随時監査を別途実施した結果、一部に改善または検討を要するものがあつた。

2 財政運営の状況

令和2年度予算は、予算編成方針（令和元年7月19日区長決定）によると、

- 1 港区基本計画の最終年度として、「港区ならではの地域共生社会」の実現に向けた取組を確実に実施するため、計画に計上した事業へ予算を優先的に配分します。
 - 2 行政、区民、民間、全国各地域の「4つの力」を有機的に組み合わせた「参画と協働」を更に発展させ、各部門の主体性を最大限に発揮した港区ならではの質の高い行政サービスを提供します。
 - 3 職員一人ひとりが税の重みを意識し、事務事業の見直し及び人件費、物件費等の経常的経費の節減など不断の内部努力を徹底します。
- を基本方針に、「人がときめき、まちが輝く、区民の笑顔が未来に広がる予算」として編成された。

以下、決算状況について述べる。

歳入・歳出決算額は、前記の表のとおりである。

令和 2 年度決算は、各会計全体で、前年度に比べ、歳入で 254 億 2,431 万円余、12.3%の増、歳出で 206 億 1,981 万円余、10.6%の増となった。

(1) 一般会計について

歳入は、前年度に比べ 254 億 2,905 万円余、16.0%の増となった。

この主な理由は、諸収入、特別区税が減少したものの、国庫支出金、都支出金、繰入金が増加したことによる。

予算現額に対し、収入率は 100.7%となっている。

歳出は、前年度に比べ 211 億 1,503 万円余、14.1%の増となった。

この主な理由は、諸支出金、民生費、教育費、公債費は減少したものの、総務費、産業経済費、土木費が増加したことによる。

予算現額に対し、執行率は 93.5%となっている。

決算収支は、形式収支、実質収支とも黒字であった。

令和 2 年度の財政の健全性及び弾力性を判断するため、国の決算統計における普通会計ベースによる財政指標を概観する。

ア 財政力指数（第 1 表）

当該年度以前 3 か年の、基準財政需要額に対する基準財政収入額の平均割合をいい、財政力の強弱を示す指標である。

指数が 1 に近いほど財政力が強いといわれ、1 を超えた分だけ余裕財源があるとされる。

令和 2 年度は 1.26（前年度 1.27）で、18 年連続して 1 を超えた。

イ 実質収支比率（第 1 表）

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、この比率によって、財政運営状況を判断しようとする指標である。

一般的には 3~5%程度が望ましいとされているが、令和 2 年度は 11.3%（前年度 9.3%）で、依然として高い率であった。これは、歳入において、国庫支出金、繰入金の増加、歳出において、契約落差及び事業実績の伸びが予想を下回ったこと等の不用額によるものであり、より一層予算の適正な配分・管理が求められる。

ウ 実質単年度収支（第 1 表、第 2 表、図 2）

単年度収支に、黒字要素（財政調整基金積立金、区債繰上償還金）を

加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いたものをいい、当該年度における実質的な収支の状況を知るための指標である。

令和 2 年度は、前年度（赤字 1 億 568 万円余）から減少し、18 億 1,139 万円余の赤字となった。

エ 経常収支比率（第 1 表、図 1）

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費のように容易に縮減することが困難な経常的経費に、特別区税、地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとする総合的な指標である。

経常収支比率の適正水準は、一般的に 70～80%といわれている。数値が高いほど財政が硬直化し、新たな行政需要に対応できる余地は少なくなる。

平成 23 年度以降を見ると適正水準で推移してきており、令和 2 年度は 74.6%で前年度（70.1%）を 4.5 ポイント上回っている。これは、児童発達支援センターやみなと科学館の開設に伴う経常経費の増や、特別区税等の減収による。

オ 公債費負担比率（第 1 表、図 3）

公債費充当一般財源が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断する目安である。

公債費負担比率は 2%以下の低い水準を維持しており、令和 2 年度は前年度と同じく 0.2%であった。

次に、将来にわたり財政負担となる債務負担行為と年度間で財源を調整するための基金・特別区債の残高について概観する。

カ 債務負担行為（第 3 表）

令和 2 年度の新たな債務負担行為の限度額は 96 億 7,319 万円で、その主な内訳は、シティハイツ高浜整備 49 億 6,132 万円、高輪コミュニティーぷらざ改修 21 億 3,850 万円等である。

また、債務負担行為に係る令和 2 年度の支出額は 85 億 1,767 万円余で、前年度（114 億 7,986 万円余）から 29 億 6,218 万円余減少した。

令和 2 年度の主な支出額は、子ども家庭総合支援センター整備 18 億 7,974 万円余、（仮称）芝浦第二小学校整備 12 億 3,823 万円余、（仮称）産業振興センター等整備 11 億 2,829 万円余である。

令和2年度支出額のうち一般財源の充当は、74億4,086万円余である。

令和3年度以降の支出予定額は、529億7,935万円余で、主なものは、赤坂中学校等改築93億2,700万円余、(仮称)産業振興センター等整備86億6,967万円余である。

その支出予定額のうち一般財源の充当は、464億499万円余が見込まれている。

キ 基金残高、特別区債残高(図3)

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる。基金残高(積立基金、運用基金の総額)の令和2年度末現在高は、1,927億6,545万円余となった。その主な内訳は、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金797億8,110万円余、財政調整基金545億7,864万円余、教育施設整備基金169億9,530万円余等である。

令和2年度は、財政調整基金21億8,420万円余、教育施設整備基金9億9,731万円余、定住促進基金6億8,607万円余、公共施設等整備基金6億2,575万円余等が取り崩されたが、公共施設等整備基金に68億4,917万円余、財政調整基金に44億7,147万円余、教育施設整備基金に41億7,967万円余等が積み立てられ、前年度末基金残高(積立基金、運用基金の総額)より167億7,389万円余増加した。

特別区債は、区の借入金であり、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、特別区債残高は平成10年度から減少し続けている。令和2年度末現在高は3億2,539万円余で、前年度末現在高5億516万円余より1億7,976万円余減少した。

(2) 特別会計について

ア 国民健康保険事業会計

前年度に比べ歳入で11億1,559万円余、4.5%、歳出で8億7,825万円余、3.7%減少し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率99.7%、執行率95.1%となっている。

国民健康保険料の対調定収入率は、71.8%となっている。

国民健康保険事業については、毎年度大幅な財源不足が生じており、これを一般会計からの繰入金で補てんしている。

繰入金の決算額は18億5,007万円余で、前年度(20億9,974万円余)

に比べ 11.9%減少した。

イ 後期高齢者医療会計

前年度に比べ歳入で1億270万円余、1.8%、歳出で9,857万円余、1.8%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は100.0%、執行率は98.6%となっている。

後期高齢者医療保険料の対調定収入率は、97.0%となっている。

ウ 介護保険会計

前年度に比べ歳入で10億815万円余、6.1%、歳出で2億8,446万円余、1.8%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は94.0%、執行率は88.2%となっている。

介護保険料の対調定収入率は、95.4%となっている。

3 審査意見

令和2年度一般会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。後期高齢者医療会計及び介護保険会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。また、国民健康保険事業会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ減少した。

各会計については、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られたものと認められる。

歳入では区財政の根幹をなす特別区民税は、平成28年度から前年度と比べ増加していたが、令和2年度は前年度と比べ18億267万円余の減少となった。また、国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、他の特別会計と比較して低率で推移している。

以上のことから、引き続き歳入の確保に努められたい。

一方、歳出では第3表の普通会計ベースによる債務負担行為における新規債務負担行為限度額を見ると、96億円余と前年度と比べると65.6%減少しているが、債務負担行為全体の令和3年度以降の支出予定額は529億円余となっている。

これは、基金残高1,927億円余の約27.5%に相当する額であり、今後の財政運営には十分留意されたい。

今後も引き続き、いかなる社会経済情勢等の変化にも柔軟に対応し、「最少の経費で最大の効果」を実現するよう努め、創意工夫を凝らした弾力的な財政運営が図られることを期待する。

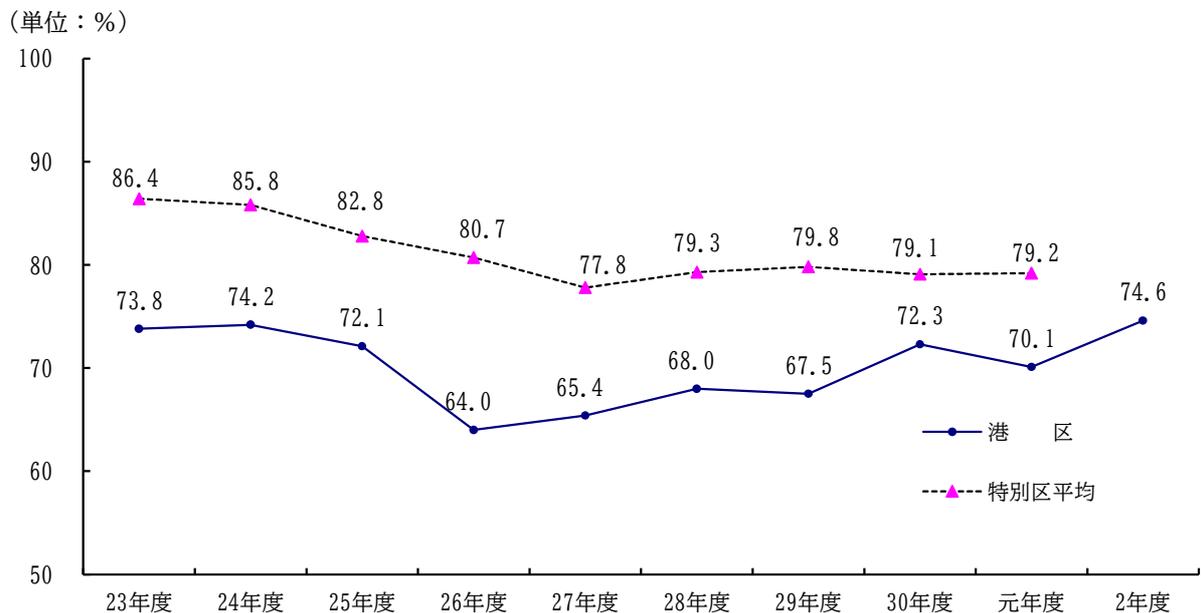
第 1 表 普通会計ベースによる各財政指標

(単位：千円・%)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
基準財政需要額	57,759,689	55,649,457	59,992,596	61,883,474	61,953,442
基準財政収入額	72,265,796	74,254,052	74,118,491	76,581,715	80,213,985
標準財政規模	89,051,367	91,095,841	92,016,704	95,782,421	99,581,898
財政力指数	1.19	1.25	1.27	1.27	1.26
実質収支比率	7.8	10.9	9.8	9.3	11.3
実質単年度収支	△2,246,334	△28,171,587	△2,665,413	△105,681	△1,811,392
経常収支比率	68.0	67.5	72.3	70.1	74.6
公債費負担比率	0.9	0.5	0.3	0.2	0.2

(注) 単位は、財政力指数を除く。

図 1 経常収支比率の推移



第 2 表 普通会計ベースによる実質単年度収支の推移

(単位：千円)

年度	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A)-(B) (C)	翌年度へ 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D) (E)	単年度 収支	実質単年度 収支
2	184,265,612	170,978,387	13,287,225	2,080,772	11,206,453	2,320,662	△ 1,811,392
元	158,892,529	149,919,322	8,973,207	87,416	8,885,791	△ 133,817	△ 105,681
30	147,313,117	138,157,032	9,156,085	136,476	9,019,609	△ 919,692	△ 2,665,413
29	184,674,026	174,730,757	9,943,269	3,968	9,939,301	3,017,415	△ 28,171,587
28	135,352,780	128,423,868	6,928,912	7,026	6,921,886	△ 2,300,859	△ 2,246,334
27	129,299,708	119,971,292	9,328,416	105,671	9,222,745	△ 1,928,493	△ 2,254,910
26	160,447,216	149,211,903	11,235,313	84,075	11,151,238	3,549,112	△ 753,833
25	116,591,033	106,227,736	10,363,297	2,761,171	7,602,126	700,274	848,143
24	107,104,357	100,128,063	6,976,294	74,442	6,901,852	△ 756,192	△ 564,961
23	108,593,033	100,932,389	7,660,644	2,600	7,658,044	2,171,204	475,564

図 2 実質単年度収支の推移

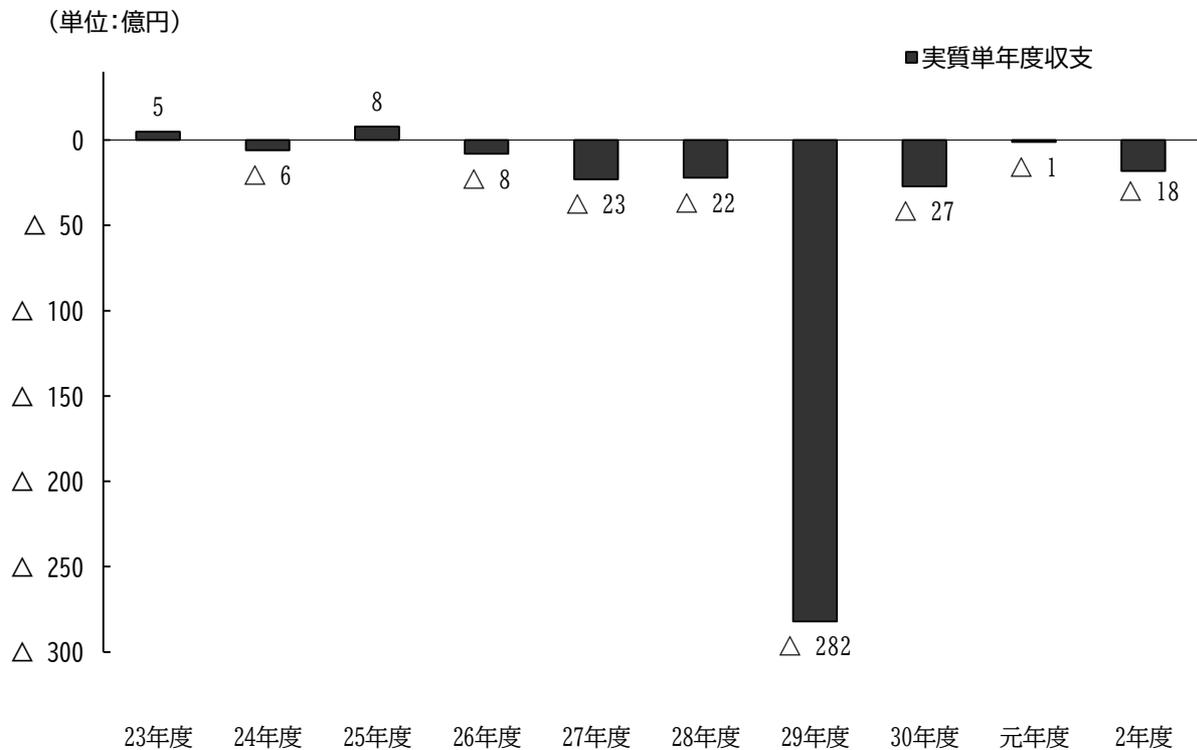
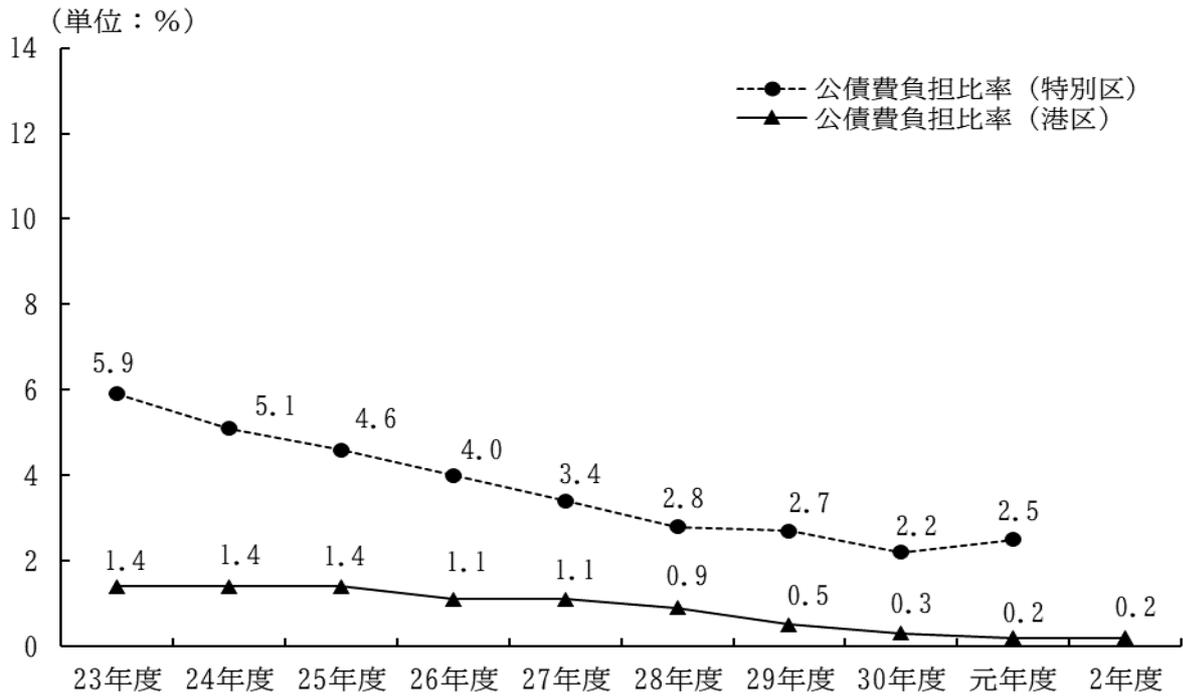
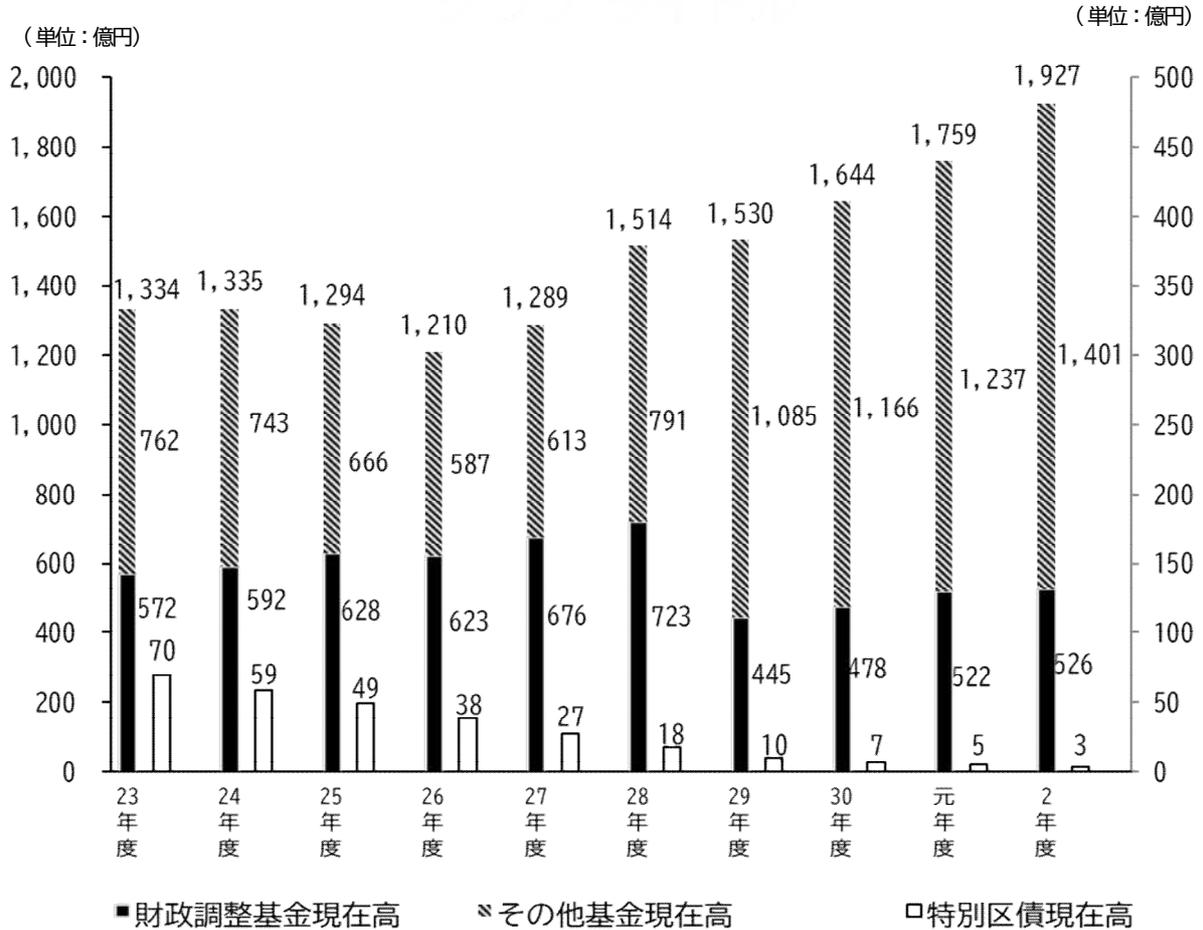


図 3 公債費負担比率及び特別区債・積立基金現在高の推移



財政調整基金現在高
その他基金現在高

特別区債現在高



◎一般会計 主要事項に関する意見

歳入決算について

(ア) 特別区民税等の収納確保について

歳入の根幹をなす特別区民税の収入済額は、782億5,298万円余であり、前年度に比べ、18億267万円余、2.3%の減収となった。

また、特別区たばこ税は前年度に比べ、15億2,172万円余、25.2%の減収となった。新型コロナウイルス感染症対策により、テレワークを実施する企業の増加などに伴い、区内でのたばこの購入が減少したことが大きな要因と考えられる。

区では、特別区民税の収納率向上のため、納税しやすい環境の整備を進めてきた。区役所や金融機関へ行く必要もなく、パソコンやスマートフォンから24時間いつでも口座振替の申込みができ、紙面での申請より1か月手続きが短縮される「Web 口座振替登録サービス」を令和2年11月に導入した。

さらに、スマートフォン専用アプリで、納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、金融機関、コンビニエンスストアへ行くことや現金を用意する必要がなく、24時間いつでも納付できる電子マネー（LINE Pay、PayPay）での納税も開始した。

今後も多様な納税方法について引き続き検討し、費用対効果を踏まえた納付しやすい環境を整備するとともに、納税の利便性と収納率の向上に努められたい。

国や都の支出金（民間団体等の補助金を含む。）については、対象となる事業が複数の分野にわたるものがある。各所管は情報を共有し、詳細を的確に把握するとともに、補助対象を十分踏まえて、事業内容を工夫されたい。新設される補助制度についても随時情報収集に努め、積極的に財源確保を図られたい。

令和2年度のふるさと納税による区の特別区民税の減収額は、37億7,892万円余（区民税に占める割合4.8%）となり、令和元年度の42億9,183万円余（区民税に占める割合5.4%）と比べて5億1,291万円余、12.0%減少となった。

区は、ふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道を選ぶことにより、区の出組を応援する「港区版ふるさと納税制度」を推進し、令和2年度からは「新型コロナウイルス感染症への出組」を加えた。

本制度について、これまでの実績や周知の状況、効果等を様々な観点から引き続き検討されたい。

(イ) 適切な債権管理について

一般会計の収入未済額は32億8,812万円余となっており、前年度に比べ2億1,091万円余、6.9%の増となった。

このうち主なものは特別区民税24億6,210万円余で、一般会計の収入未済額の74.9%を占めている。

特別区民税の収納率は、現年度分が前年度を0.2ポイント下回ったが、滞納繰越分では前年度を0.8ポイント上回った。特別区民税は区の歳入の根幹をなすものであり、収納確保策の基本は、現年分の収納率を向上させることである。

特別区民税は前年の所得に対して賦課されることから、所得の変動がその後の納付能力に大きく影響する。新型コロナウイルス感染症が区民の健康や雇用、暮らしに甚大な影響を及ぼしている中、区民の不安を少しでも取り除けるよう、徴収猶予や分割納付などの丁寧な納付相談を適切にすすめ、納付能力がある滞納者に対しては、生活状況を把握した上で、財産の差し押さえや公売を執行するなど、適正な法的手続きを行使し、収納確保に努められたい。

住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料を合わせた令和2年度の収入未済額については、3,263万円余で、前年度に比べ703万円余、17.7%減少し、収入を着実に向上させている。

住宅は区民の暮らしを支えるものであるが、公共住宅として受益者負担を確実に求めるとともに、生活に困窮する区民に対しては、生活の質を確保できるよう配慮されたい。

住宅使用料や貸付金等の収入未済金については、受益者負担と公平性の観点から、時機を失することなく、関係規定に基づき、適正な事務執行及び厳格な対応をとり、確実な徴収に努められたい。

奨学資金貸付金返還金をはじめとする各種貸付金返還金の収入未済額は7,677万円余となっており、前年度に比べ1,077万円余、12.3%の減となった。借受人の生活状況を十分把握し、きめ細かく相談に応じ適切に対応することが非常に重要である。

不納欠損は、既に調定された歳入が何らかの理由により徴収できなくなったことを示す決算上の取扱である。徴収事務の効率的、効果的な執行の観点からは、徴収不能または徴収困難であることが明白となった債権に

ついて、不納欠損処分を適時、適切に行うことが求められる。債権は滞納期間が長くなるにつれ徴収が困難となり、徴収に多大なコストを要する。

債権管理条例の趣旨を踏まえ、私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、負担能力がありながら履行しない債務者に対しては、法的手続きを含む積極的な徴収に努め、負担の公平性と収入未済額の縮減を一層進めていくことを期待する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月30日に総務省が発表した令和3年6月の完全失業率は2.9%となり、前年同月(2.8%)より0.1ポイント悪化した。景気の回復傾向は緩慢であり、先行きは不透明である。社会や地域の状況変化を的確に捉えながら、滞納発生未然防止や未納者への早期対応を強化する等、収入未済及び不納欠損の縮減に努められたい。

歳出決算について

(ア) 執行状況について

予算現額に対する執行率は、93.5%で、前年度(96.7%)を3.2ポイント下回った。支出済額は、1,711億1,524万円余で前年度1,500億20万円余)に比べ211億1,503万円余増加した。この理由は、特別定額給付金、融資事業や三田三・四丁目地区市街地再開発事業支援の増などによる。不用額は、95億7,847万円余で前年度(50億3,436万円余)に比べ45億4,411万円余増加した。次表をみると、執行率は7年ぶりに95%を下回った。引き続き適正な執行率となるよう予算の適正な配分・管理を徹底されたい。

特別区民税収入は、配当所得等の減少により令和元年度と比べて18億267万円余の減収となった。今後の税収の推移等を十分に踏まえ、重要施策の着実な実施や区民福祉の向上のための施策の推進を望むものである。

歳出予算執行状況の推移

(単位：千円・%)

年度	予算現額	支出済額	不用額 ※	執行率
2	183,036,453	171,115,241	9,578,471	93.5
元	155,146,090	150,000,205	5,034,366	96.7
30	142,854,037	138,267,016	4,450,544	96.8
29	179,717,850	174,867,598	4,846,284	97.3
28	132,680,539	128,515,959	4,139,746	96.9
27	125,998,624	120,105,433	5,787,520	95.3
26	155,731,192	149,323,849	6,277,268	95.9
25	114,127,005	106,302,789	5,063,045	93.1
24	105,398,657	100,251,490	5,072,723	95.1
23	106,769,793	101,074,329	5,692,863	94.7

※翌年度繰越額があるため不用額＝予算現額－支出済額とならない。

(イ) コロナ禍の社会活性化に向けた取組について

区では、新型コロナウイルス感染症対策のため、保健所の体制を強化するとともに、補正予算を編成し、民間検査機関を活用したPCR検査の実施や独自の患者搬送体制の確保、病院や医師会との連携強化等、感染者を早期に発見し、適切な医療につなげる体制整備に全庁で取り組んできた。

また、新たに設置した新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の専任組織を中心に、接種会場を拡大するなど、積極的にワクチン接種に取り組んでいるが、収束の見通しがたっておらず、区民に最も身近な基礎自治体としての役割は大変重要である。ワクチンのリスクに関する丁寧な説明や、ワクチン接種に起因する差別防止にも配慮しながら、希望する区民が一日も早くワクチン接種を完了できることを期待するとともに、区民が安全安心な日常生活を取り戻せるよう、感染拡大防止に向けた更なる取組を実施されたい。

緊急事態宣言により、不要不急の外出自粛が要請されるなど、感染拡大は区民や区内産業をはじめ人口が集中する都心の社会生活に大きな影響を及ぼしている。

区が実施した住民税非課税世帯への区内共通商品券の給付や離職等の収入減による困窮者への住居確保給付金の支給などは、生活困窮者を支える上で重要な施策となっている。

また、精神保健福祉士等の専門職による電話相談「港区新型コロナこころのサポートダイヤル」の実施や「新型コロナウイルス感染症対策特別

融資あっせん事業」の実施による区内産業支援策など、全庁を挙げて対策に取り組んでいるものの、区民が抱える不安の要因は様々であり、引き続き実情に合わせた取組が求められる。今後も経済的な支援をはじめ、区民生活の隅々に行き届く、港区ならではの施策を迅速に、かつ積極的に取り組み、区民の暮らしを十分に支援するよう努められたい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延期となったが、開催に至るまでの区民や商店街の機運醸成に関する取組や文化芸術活動が、子どもたちの希望や誇り、今後のまちのにぎわいや地域の絆づくりに活かされることを期待する。

また、これまで区では、キャッシュレス決済を活用してポイントを還元する「VISIT MINATO 応援キャンペーン」による観光支援策や、区内の文化芸術活動団体支援策として「港区文化芸術活動継続支援事業」を実施するなど、新しい生活様式におけるにぎわいの創出に取り組んできており、その効果が期待される。今後も、新たに策定した「MINATO 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」等を踏まえながら、区民の安全安心を確保した上で、観光・商業・文化など多角的な視点から施策を展開し、区民が誇りに思える活気あふれるまちづくりに繋げられたい。

(ウ) 誰もが健康で暮らしやすい社会の実現について

高齢者には、健康で元気に生活できるいわゆる健康寿命を延伸することや、障害者への日常生活への支援により、誰でも社会参加をしていける取組とともに、働き盛り世代には、将来に不安のない健康づくりなど、誰もが元気でいきいきと暮らし続けられる取組が求められる。

区民の死亡原因の第1位は、「がん」となっている。区は、がん患者や家族のための支援として平成30年度からがん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」を設置して、相談に応じるとともに、がん治療に伴う外見ケア助成に取り組んできた。働き盛り世代の健康増進のためには、定期的な健康診査やがん検診の受診が重要であり、医療機関等との連携を一層強化し、働き盛り世代に対する効果的な受診勧奨の仕組みづくりにも取り組まれたい。

感染予防と介護予防の両立を図り、高齢者が自宅で参加できる介護予防プログラムや生活機能評価を基にした要介護リスクのある高齢者への介護予防事業の案内など、これまでの介護予防から、さらに踏み込んだ取組を推進されたい。

区には、単身高齢者の増加、8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー

の問題など複雑化する様々な福祉課題に対応することが求められている。現在、区は令和4年8月の福祉総合窓口設置に向けて、準備を進めているが、複数の福祉課題を抱える個人や世帯に対し、迅速な対応ができるよう、区民に寄り添った支援を期待する。

区は、これまで、防災対策基本条例の制定をはじめ、防災行政無線の難聴対策、帰宅困難者対策、共同住宅の震災対策などの課題解決に取り組んできた。震災復興基金については、復旧復興事業だけでなくコロナ禍の活用を図っているが、厳しい経済状況下にあっても区は率先して迅速に対応されたい。

また、避難所における感染症対策マニュアルの整備やパーティション・テント、非接触式体温計等の配備など感染症対策にも配慮するとともに、避難スペースを拡大するため、公共施設やホテルとの協定締結や、寺社、民間ビルにも協力を得て、避難所を確保するなど、区民の不安を解消してきている。これまでの対策と合わせて、さらに、震災・風水害対策を強化し、万全を期されたい。

人にやさしいまちづくりを進めるためには、常日頃から、地域の特性やニーズを捉えたバリアフリー化にも取り組む必要がある。新たに新橋・品川駅周辺をバリアフリー重点整備地区に加え、駅のホームから地上出口までの複数ルートを整備するなど、公共交通機関等の関係事業者と連携した取組により、一層の利便性の向上とバリアフリー化を強化し、さらに、ノーマライゼーション社会の実現に向けて前進するよう期待する。

また、2030年までの持続可能な開発目標(SDGs)の国連採択を踏まえ、海洋プラスチック対策として「プラスチック・スマート×Minato Action」などの取組を強化し、循環型社会を形成(3R)するとともに、地球温暖化対策にも積極的に取り組み、2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、区を挙げて取り組まされたい。

全ての区民が年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、一人ひとりの生活に寄り添う支援に期待する。

(エ) 全ての子どもを健やかに育むまちを目指す取組について

新型コロナウイルス感染症の影響は、子育て世帯にも及んでいる。

区は令和3年4月、ひとり親家庭を対象に夕食を提供するエンジョイ・ディナー事業を拡充し、経済的な支援を必要とする子育て世帯を対象に、

利用者が選択した食料品や日用品を配送するエンジョイ・セレクト事業を開始した。

また、令和2年12月に、出産費用助成金の上限額を引き上げ、子育てする家庭の経済的な負担を軽減し、安心して出産できる環境を整えている。

本年4月、区全体で9,233人の保育定員を確保し、3年連続で待機児童ゼロを達成した。

同月から常時延長保育を利用しなければならない保護者の経済的な負担を軽減するため、区内認可保育園や港区保育室などにおいて、1か月当たり11回目以降の延長保育料を無料としている。

また、在宅子育て家庭等の一時保育需要に対応するため、身近な小規模保育事業所の保育定員の空きを活用した余裕活用型一時保育事業も展開している。

引き続き、各地域の保育需要を的確に把握し、さらなる保育の質の向上をめざし、きめ細かな保育サービスの提供を期待する。

子どもたちの教育環境を確保するため、令和4年4月に「芝浜小学校」を開設するほか、小・中学校の増改築、普通教室化改修を計画的に実施し、今後の児童・生徒数増加等の需要に対応した教室数を確保している。

また、これまでの奨学金の貸付に加え、新たに大学生等を対象とした区独自の給付型奨学金を支給し、学業意欲をもちながらも、経済的理由で修学が困難な方を支援することとした。

令和3年4月には高輪地域、令和4年4月に台場地域に特別支援学級を新設するほか、医療的ケアを必要とする児童・生徒に専門の看護師を安定的に配置し、子どもたちが安心して学校生活を送る環境作りを進めている。

今後も、子どもたちが夢に向かって挑戦できる社会の構築に向けて、全ての子どもたちへの学びの保障に、より一層取り組まれない。

本年4月に、子ども家庭支援センター、児童相談所（一時保護所を含む）、母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を南青山五丁目に開設した。

子育てや家族問題への幅広い相談支援機能を備えつつ、児童虐待や非行などの問題に対して、より専門性が高い手厚い支援を行うとともに、母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援することで、子どもと家庭のあらゆる相談に迅速、丁寧に対応し、妊娠期から児童の自立まで、一貫した支援を行うことが可能となった。

子どもの命と権利を守るため、増加する児童虐待や非行、DVなどの子どもと家庭の問題に対し、民生委員・児童委員をはじめ、学校、保育園、病院、町会など地域と連携した切れ目のない相談支援体制を着実に構築し、区内に暮らす全ての子どもたちが心身ともに健やかに育っていく環境を作り上げていくことを強く要望する。

(オ) 新たな時代に対応した区民サービスへの転換について

新型コロナウイルス感染症を契機に、新しい生活様式が浸透し、キャッシュレス決済の進展やテレワークの普及など、暮らしや働き方が大きく変化している。一方、あらゆる場面でデジタル化が急速に進行し、インターネットやPCなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人の情報格差も拡大した。情報格差によって生じる不利益の防止にも努められたい。

区は、行政手続のオンライン化などデジタル化を進める中、全ての区民が、区政との関わりや日常生活において、デジタル化の恩恵を等しく受けることができる環境整備に、より積極的に取り組んでいく必要がある。

増加する行政需要に対応する職員の適正配置については、区が直接担うべき業務や区の重点課題に取り組むべき分野には、職員を積極的に配置するとともに、AI等のICTや職員の能力・経験を最大限活用し、限られた人員の中で複雑化・高度化する行政需要への対応が求められる。

また、今後の職員の働き方として、これまで培ってきたテレワーク、時差出勤、ICT活用をさらに発展させ、「新しい働き方」を定着させる必要がある。今後も簡素で効率的な執行体制を維持しながらも、区政を取り巻く変化に的確に対応できる職員を必要な職場に配置していかなければならない。引き続き、暮らし方、働き方がどのような変化を遂げるのか、注意深く見守る必要がある。

区は、これまでもマニュアルや業務手順の整備、研修の充実、意識啓発等の取組を進め、一定の成果をあげているが、不適正な事務執行は減少していない。これまでの定期監査においても、契約・支出に係る会計事務や文書管理の基本的な考え方を理解していない事例もいまだに多く見受けられる。

また一方、地方自治法改正により適正な事務執行を確保することを目的とし、令和2年4月から港区内部統制制度の運用を開始し、令和3年度から区が作成した内部統制評価報告書を、監査委員が内部統制体制の

整備及び運用状況を監視する観点から審査し、意見を付する。制度の本格実施によりさらなる事務執行の適正化につなげ、より一層の区民の信頼確保と質の高い行政サービスを実現されたい。

区は、平成 18 年度から区有施設を民間事業者等が管理運営する指定管理者制度を導入し、制度の運用指針を必要に応じて改定しているが、年度経過を経て改善すべき点も散見される。引き続き指定管理制度の運用改善を図りながら、区民の信頼に応え、質の高い区民サービスの提供に努められたい。

また、区は令和 3 年度に介護ロボット等導入支援事業の実証実験を行う。先端技術の活用は、介護分野においても大きな可能性がある。「介護ロボット」と呼ばれる見守りセンサーは、介護施設入居者の居室での状況を事務室など離れた場所から確認でき、介護従事者の業務負担を軽減できることから、介護人材の不足に悩む介護事業所において職員の継続的な就労につながる効果が期待できる。

教育分野においては、GIGA スクール構想の実現に向け、児童・生徒に 1 人 1 台配備したタブレット端末を活用してオンラインによる学びを充実させるなど、令和の時代のスタンダードとなる学習環境を整備しており、今後、そこで得られた知見を基に、最先端の技術と通信環境を用いた教育を区民に提供していくことを期待する。

区は、区民の誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の考えを基本に、5G 環境の普及促進や図書館の電子書籍サービスなど、デジタル化による区民の利便性向上や、ウェブ会議などの対応に取り組み、港区ならではのデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進されたい。